

News Letter

2019
March
Vol.188

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



Contents

展示会出展のお知らせ
プログラミング的思考
時代の流れを想う
P-i 年別休日（改元、五輪）
新たなツールと新たな礼儀
「月次更新×ジョブスケジュール」による経営情報の把握
Plaza-i 最新バージョン情報
ふるさと納税制度の見直し
基礎控除の引上げ、給与所得控除の引下げ

発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 140-0002 東京都品川区東品川1-2-5 リバーサイド品川港南ビル3F TEL 03-5495-9961 | FAX 03-5495-9962
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南2-5-3 オリックス品川ビル4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

II 展示会出展のお知らせ

会計・財務 EXPO（東京）に出展します

ビジネス・アソシエツは来たる2019年5月29日～31日、東京ビックサイトで開催される「会計・財務 EXPO」に出展いたします。本展示会では弊社営業担当が、来場されたお客様の経営課題について Plaza-i をはじめとする IT を用いた解決方法をご提示いたします。

『会計・財務』とありますが、来場者の多くから、

「業務処理の無駄が多い」

「業務標準化が遅れており、属人化していて将来が不安だ」

「もっと早く、細かく損益を確認したい」

といった経営管理全体に関するご相談を頂戴しており、基幹業務や経営分析まで含めたご提案ができるよう準備しております。同じような課題をお持ちの方はぜひご来場をご検討いただければと存じます。もちろん会計システムのリプレイスをご検討の方もぜひお越しください。

すでにユーザのお客様にも

本展示会は新規のお客様だけでなく、すでに Plaza-i をご利用いただいているユーザ様にも価値ある展示会となっております。

Plaza-i も IT による経営管理も日々進化していきます。ご導入時には存在しなかった最新の機能、管理手法について実機でご確認いただくことができます。また、導入した後だからこそわかる新たなシステム運用課題について、最近の他社導入事例をもとに解決方法をご提案いたします。

ご来場を希望される方は

ご来場をご希望される方は事前アポイントをお勧めいたします。あらかじめご来場される日時とご相談したい内容をお知らせください。弊社スタッフがご相談内容について事前検討したうえで最適な解決方法をご提示いたします。初日（29日）、二日目（30日）の15時くらいまでが比較的空いており、ご来場にお勧めです。

ご来場には入場券が必要となります。お持ちでない方には弊社から入場券をお送りします。入場券ご希望の方、展示会に関するお問い合わせは以下になります。

Eメール：marketing@ba-net.co.jp

お電話：03-5495-9961（内線81）

お問い合わせの際にはメールの場合はタイトルに「展示会来場希望」と記載し、来場予定日時とご相談したい内容が決まっている場合はその内容をご記載ください。お電話

の場合は展示会の件とおっしゃってください。

皆様のご来場を心からお待ちしております。

II プログラミング的思考

近年、IoT、AIといった情報機器、情報通信あるいは情報処理技術（以下、「情報技術」といいます）の急速な進化、また、それらの情報技術を利用する人の増加、利用者のリテラシーの向上が、その進化をさらに加速させ、いわゆる「第四次産業革命」により、企業活動はもとより、私たちの日常生活にも大きな変化をもたらしつつあります。

こうした社会の変化のなかで、企業活動を含む社会活動においては「情報活用能力」が重要とされ、2020年から小学校でも「プログラミング教育」が導入されることになっています。（文部科学省（平成30年11月）『小学校プログラミング教育の手引（第二版）』）

本稿では、この「プログラミング教育」の目的（の一つ）である、「プログラミング的思考」について、ソフトウェア開発の立場から考察したいと思います。

プログラミング的思考とは

文部科学省「小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）」によると、これからの時代に求められる資質・能力として、従来からも重視されている、読解力や論理的・創造的思考力、問題解決能力、人間性等に加え、情報活用力として、「情報を読み解く力」、「情報技術を手段として使いこなしながら、論理的・創造的に試行して課題を発見・解決し、新たな価値を創造する力」が求められるとしています。

そして、そのために、「コンピュータの働きを理解しながら、それらが自らの問題解決にどのように活用できるかをイメージし、意図する処理がどのようにすればコンピュータにつたえられるか、さらに、コンピュータを介してどのように現実世界に働きかけることができるのかを考えること」が重要であり、そのために、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく」ことが必要であり、これを、「プログラミング的思考」と言っています。

そして、この「プログラミング的思考」は、(国語、算数などの)「各教科等で育まれる論理的・創造的な思考力が大きく関係」し、「各教科等で育む思考力を基盤としながらプログラミング的思考が生まれ、プログラミング的思考の育成により各教科等における思考の論理性も明確」になっていく関係にあるとしています。

プログラムの3つの基本構造とフローチャート

プログラム(ソフトウェア)は、「順次処理」、「分岐処理」、「繰り返し処理」の3つの基本構造で成り立っています。

「順次処理」は、「AをしてBをしてCをする。」処理の内容と順番が決まっている場合に、それをその通りに実行します。例えば Plaza-i では、「入出庫確認」を実行すると、システムは「売上計上」し、「在庫払出」し、「受注完了」にします。

「分岐処理」は、「もし～(条件)ならA、それ以外ならB」と、条件によって、どちらかの処理を実行します。

(同様に Plaza-i を例にとれば) 支払予定日が休日の場合、得意先マスターの休日前後区分に従って、休日前または後の日付にします、それ以外の場合、計算された支払予定日とします。

「繰り返し処理」は、「Aの処理を～(条件)まで繰り返し」実行します。「債務計上承認」を一括実行すると、処理対象の債務計上傳票(未承認の債務計上傳票)がなくなるまで、債務計上承認の処理を実行します。

プログラムはこの3つの基本構造の組み合わせで成り立っているため、プログラムを作成する際には、作成しようとしているプログラムを、この3つの基本構造の組み合わせでフローチャート化(記号化)してから、プログラムを作成(コーディング)します。

こうして作成したプログラムを実際に動かしてみて、意図通りに動作するかどうかを確認し、不具合があればその原因を特定し、(フローチャートに立ち戻って)基本構造の組み合わせを修正、改善して、改めてプログラムをコーディングし、また動かして確認し、これを繰り返して意図した動作を実現します。

さらには、こうして作成したプログラムを利用して、もともと解決しようとしていた課題が解決できているか、新しい価値を創造できているかを確認していきます。(ソフトウェア開発の順番的には、解決すべき課題を定義してからソフトウェアを開発します。)

この、プログラミング作業の前段の、対象の記号化(抽象化)、組み合わせ、より意図した動作を実現するための確認と改善といった作業が、「プログラミング的思考」の所以だと思います。一方、プログラムにより実現すべき動作がそもそもその現実の問題・課題を解決しているかどうかは、そのさらに前段で、(国語、算数などの)論理的・創造的な思考力による課題認識、課題解決の領域であり、この両者の関連(うまくいく/うまくいかない)は、ソフトウェア開発、とりわけ、業務アプリケーションの開発の現場では、よく見られる光景です。

あらためて、プログラミング的思考とは

「プログラミング的思考」は、ソフトウェア開発の局面の専門的な概念ではなく、日々の事業活動、業務活動における、課題解決や価値創造の局面で、さらには高度に情報

化が進んでいくこれからの社会を生きる上で必要な、基礎的で普遍的な資質、能力であると、確かに、言えるのではないのでしょうか？

これから小学校に入る子供たちは、生まれた時から「スマホ」があり、それを身近な家電（おもちゃ）の1つとして使いこなしながら生活し、成長していく時代、社会になりつつあります。そして、近い未来には、生まれた時から「AI」があり、それを身近な家電（おもちゃ）として使いながら生活し、成長していくという時代、社会にもなるのだろうかと思像してしまいます。

こうした個人の生活の環境の変化からも、「情報活用能力」の必要性、重要性は考えるまでもありません。

先日、筆者の娘が見ていたアニメ番組で、遠い宇宙の星から来た女の子が「私の星ではAIがなんでも教えてくれるから、学校が無いの」なんてこと言っていました。（笑）

学校が無くなる前に、娘に「プログラミング的思考」を学んでもらわなければ、と昨今感じています。

II 時代の流れを想う

平成最後のニュースレター

毎回ニュースレターをご愛読いただきありがとうございます。昭和の終わり（昭和62年）に創立した弊社ビジネス・アソシエイツ。皆さまのおかげで平成の時代とともにビジネス・アソシエイツは成長させていただき、初期主力商品のPlazaで約540社、現Plaza-iシステムで約400社の企業様にお使いいただきました。「平成最後」が乱立する中、実はこのニュースレターも今回が平成最後のニュースレターです。次回5月からまた時代を新たに皆さまにちょっと役にたつ、ちょっと息抜きに読んでいただけるニュースレターを目指して発行してまいります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

時代が違えば教育も…

先日、娘の英語の問題集を何気なく見ていたら、過去形の学習で「I updated my blog yesterday.」（私は昨日ブログを更新しました）という例文が目に入ってびっくり。そもそも小学生から英語をやっている時点で違うのですが、私の時には有り得なかった文章だな、と時代の変化を感じました。今やタブレット学習が浸透し始め、学習内容の中にはプログラミングのカテゴリも普通にあって、子供はなんの違和感もなく楽しそうに取り組んでいます。

一説によれば今の子供の半数以上は、将来、今ない職業につくなんて言われています。子供の将来の夢ランキング上位に「ユーチューバー」と報道された時には、複雑な思いを抱えた親御さんも多かったのではないのでしょうか。そんな来る将来に備え、大人はどのような教育をし、どう育てていけば良いのか…悩む親御さんも多いかと思えます。ど

んなにAIが浸透しても、RPAが台頭してきても、人間にしかできない想像力を養い、人として間違っちゃいけないこと、人の気持ちがわかる大人になって欲しいと、切に願ひ取り組む日々です。

II P-i 年別休日（改元、五輪）

はじめに

改元まで2ヶ月を切り、東京五輪まで約1年強となりました。本項では2019年と2020年の日本に絞り、Plaza-iの国別休日マスター、年別休日マスターの設定方法についてご説明させていただきます。

国別休日マスター

本マスターを操作されたことのあるユーザ様はあまりいらっしゃらないかと思えます。Plaza-i導入時、弊社担当者が準備をすることがほとんどで、かつ、国民の祝日に関する法律に改正があった場合のみ変更を必要とするためです。直近ですと「山の日」がこれに当たります（2014年制定、2016年施行）。その年その年の休日を保守する年別休日マスターの土台となるマスターです。

年別休日マスター

本マスターで年別の休日を管理することで、受注伝票で前受の請求入金予定の入金予定日を算出したり、あるいは、債務支払予定の支払予定日を算出する際などに、休日とバッティングしないようにします。USRユーザ管理の「年次繰越処理」を毎年必ず一度行っていただくわけですが、その処理によって2019年分、2020年分といった具合に年別休日レコードを自動で生成します。

改元（2019年）

前置きが長くなってしまいましたが、いよいよ本題です。まず改元に際してですが、新天皇が即位されることにより、天皇誕生日が12月23日から2月23日に変更になります。国別休日マスターにて、これまで月日「1223」としてあったレコードの適用開始日を「2999/12/23」など未来の日付に更新し、新たに月日「223」レコードを挿入します。

具体的な操作方法としては、現レコードをコピーして月日を更新し、現レコードの適用開始日を更新するといいでしょう。祝祭日振替方法も現レコード同様に「振替休日」とします。本処理は一度きり必要で、次の改元が到来しない限り必要ありません。

次に、年別休日マスターにて「2019/12/23」レコードを削除します。通常ですと、2019年の年別休日マスターに「2019/12/23」レコードが既に存在していると思われるのですが、改元後初めて到来する天皇誕生日は「2020/02/23」となりますため、「2019/12/23」レコードを削除します。

さらに、2019年限定で祝日（休日）となる以下の4レコードを同じく年別休日マスターに挿入します。即位の日「2019/05/01」、国民の休日「2019/04/30」、「2019/05/02」、即位礼正殿の儀の日「2019/10/22」です。具体的な操作方法としては、現行レコードをコピーし、年月日と名称をそれぞれ更新するといひでしょう。コピー元レコードは特に問いません、月日「101」の元日レコードをコピーして使っても問題ありません。2019年限りの休日であるため、年別休日マスターへの登録のみとなります。

東京五輪（2020年）

3祝日が2020年限定で日付変更になるため、年別休日マスターで変更をする必要があります。海の日（7月第3月曜日）を東京五輪の開会式前日の「2020/07/23」、体育の日（10月第2月曜日）を開会式当日の「2020/07/24」、山の日（8月11日）を閉会式翌日の「2020/08/10」へとそれぞれ変更します。

なお、順番が前後しますが、2020年より「体育の日」という名称は「スポーツの日」へと変更になるため、2020年分の年別休日マスターを作成する前に国別休日マスターの名称を変更します。

「+12」から「-18」へ

西暦から和暦への換算の際、これまで「+12」と覚えてこられた方も多いと思いますが、今後は「-18」となります。2045年は？となりましたら新元号27年（続いたと仮定して平成57年）と換算します。

II 新たなツールと新たな礼儀

新たな礼儀とは

皆さんは、「礼儀」というと何を思い浮かべるでしょうか。道ですれ違ったら挨拶をする、目上の人には敬語を使う、ビジネス上の礼儀でいうと、会議等では職位が高い人に奥の席に座ってもらう、お客様が見えなくなるまで頭を下げて見送る…等が浮かぶのではないのでしょうか。

礼儀に関してはこの他にも様々なものがありますが、これらは相手のために時間を、お金を使うという考えが根底にあってできている作法と言えます。

しかし、最近では、新しい意味合いの「礼儀」が出てきています。こちらは、相手に気を遣わせない、相手の時間を奪わないという考えの元にできている作法で、一部では「礼儀2.0」と呼ばれているようです。ここ数年で出てきた便利なビジネスツールは、この新しい「礼儀」の基となっています。

会議ツール

従来、会議はひとつの場所、ひとつの時間に多くの人が集

まって行うものでしたが、テレビ会議システムを利用してそれぞれが会社（もしくはそれぞれの勤務場所）に居ながらにして会議ができるようになってきました。Webカメラを利用すればお互いにバーチャルで顔を合わせて話をする事が出来ます。この仕組みそのものは最近出てきたというものではないですが、多くのサービスが開発され、Web上で完結できる無料のサービスも出始めてより使いやすくなったことは確かです。

例えば、東京、大阪間であれば新幹線に乗っている時間のみでも往復5時間、金額にして3万円近くかかりますが、テレビ会議のシステムを利用するとこうした時間を使わなくても良いようになりますし、ツールそのものもそのように志向して作られていると言えます。

ビジネスチャットツール

ほとんどの会社、ほとんどの人が文字でのコミュニケーションツールとしてEメールを利用していると思いますが、ここ数年ではSlackやMicrosoft Teams等のツールも利用が広がっています。弊社でも既にMicrosoft Teamsを社内のコミュニケーションツールとして採用しています。

チャットという特性上、コミュニケーションの内容は端的、効率的になる傾向があります。送信相手、送信元がお互いわかっているため、署名が不要ですし、それまでの流れがタイムラインに表示されているためか、1通1通のメールに挨拶文を入れることもありません。それによってより手間をかけずに見たい情報にアクセスすることが出来るようになります。

おわりに

江戸時代、武士が帯刀した状態で面会を行う時は敵意がないことを表すために抜刀しにくい位置に刀を置いて面会を行うという礼儀作法があったそうです。

現代では刀を持ち歩くようなことはまずなく、そのような作法が要求されることもありません。時代ごとにメインで利用するツールに見合った形で礼儀作法が作られ、段々とアップデートされていくということなのでしょう。

従来の礼儀作法も新しい礼儀作法も、方法が違うだけで、相手を重んじ、気を遣って行っていることには違いありません。相手の時間を奪わないということは、自分も拘束されない事を意味する場合も多く、働き方改革の観点からも有効です。ツールとともに新しい考え方を少しずつ取り入れていってはいかがでしょうか。

III 「月次更新×ジョブスケジュール」による経営情報の把握

はじめに

ERPを導入する目的の一つに、現在の自社の状況をリア

リアルタイムで把握したいというニーズがあります。

今回はジョブスケジュールによる月次更新処理を日々実施することでそれらを実現する方法をご紹介します。

取引データと残高ファイル

まず、Plaza-i のデータ基本構成をご説明します。なお、詳細は共通ユーザーズガイド 管理者編、Plaza-i 管理者の基礎知識 (章)、メニュー構成と業務処理の順番 (節)、取引データから月次更新で残高ファイルを生成する (項) をご覧ください。Plaza-i では、モジュール毎に月次更新処理を行うことで、日々入力される取引データを元に、「会計期間別」の残高ファイル (集計データ) を作成し、それらを組み合わせることにより各モジュールで様々な分析の実施を可能としています。

帳票や照会画面の種類としては、下記、3種類に分かれています。

- ① 取引データを元に出力
- ② 残高ファイル (集計データ) を元に出力
- ③ 取引データと残高ファイルを組み合わせ出力

つまり、①以外に関しては、「月次更新処理」が必要となります。

月次更新処理の注意点

ジョブスケジュールを利用しなくても、データの参照前に月次更新処理を行うことで実現は可能ですが、月次更新処理は、いわゆるバッチ処理のため、日中の業務中に高頻度に行うことを想定してはなりません。バッチ処理は負荷が高く、パフォーマンスへの影響や、通常入力・承認処理と並行することでデッドロック等を引き起こす原因ともなります。

また、処理負荷は取引データ量にも依存するため、特に取引データ量が多い場合や利用ユーザ数が多い場合等は、月次更新処理を行うタイミングに注意が必要です。

導入するための運用設計

前提として、日々の取引データを正確にリアルタイムに入力する努力は必要となります。つまり、月末に駆け込みで入力している場合はそもそもそちらの業務改善が先決となります。

前提条件に問題なければ、次にシステム全体の運用状態を把握しておく必要があります。具体的には、データ分布状況、データ量、月次更新処理時間、利用機能、バックアップタイミング、他システムのバッチ状況等です。それらと貴社ビジネスで求められているアウトプットの頻度を加味したうえで、月次更新ジョブスケジュールの頻度を決定します。

(設定例)

- ・毎日夜間のみ
- ・週末のみ
- ・月末月初のみ
- ・昼休み等

毎日夜間に導入モジュール全ての月次更新処理を行うことにより、翌朝には前日時点のアウトプットを確認することが可能です。これによりほぼリアルタイムで現在の状況の把握が可能となります。

最後に

今回の事例は、月次更新処理とジョブスケジュールの組み合わせのご紹介となりますが、ジョブスケジュールに対応している機能は他にも沢山あります。詳細はユーザーズガイド、USR、ジョブスケジュール作成 (章) をご覧ください。

ご利用を検討される場合は弊社コンサルタント (内線 72)、または HP (<https://www.ba-net.co.jp/contact/>) までご連絡ください。

Plaza-i 最新バージョン情報

2019年3月27日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i.NET V2.02.01.06

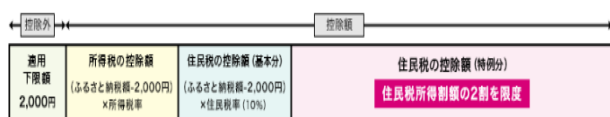
II ふるさと納税制度の見直し

1.はじめに

近年、地方自治体による高額な返礼品が問題視されていたふるさと納税について、平成 31 年度税制改正において、個人住民税に係る寄附金税額控除の見直しが行われることとなりました。

2.ふるさと納税とは

ふるさと納税は、平成 20 年度税制改正により都市と地方の税収格差を是正する目的で導入され、個人が選んだ地方自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、所得税と住民税から控除される制度です。



(総務省ふるさと納税ポータルサイトより)

3.制度上の問題点

寄附を受ける地方自治体にとっては、寄附金の額を超える返礼品を送付しない限り税収がマイナスになることはありません。これにより、近年では地方自治体が高額な返礼品などを用意し多額の寄附を募るといった本来の制度趣旨に反した行動が問題となっております。

これに対し総務省は、平成 29 年 4 月と平成 30 年 4 月の二度に渡り、寄附額の 3 割を超える返礼品等の自粛要請を各都道府県知事に向け行っていましたが、一部の地方自治体がこの自粛要請を受け入れず、依然として 3 割を超える返礼品等を送付していることが公表されております。

4.改正内容

過度な返礼品競争の是正に向け、制度趣旨に反している地方自治体をふるさと納税の対象から除外することとされました。

具体的には、総務大臣が指定する次の基準に適合する都道府県等がふるさと納税の対象とされます。

- (1) 寄附金の募集を適正に実施すること
- (2) 返礼品を送付する場合には、(1) 及び以下のいずれも満たすこと
 - ・返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
 - ・返礼品を地場産品とすること

※1 上記(1)の募集の適正な実施に係る基準については、以下の内容を中心に検討されています。

- ①各年度において、都道府県等がふるさと納税の募集に関して支出する費用の総額が、受領したふるさと納税の額の 50% 以下であること

②ふるさと納税の募集に当たり、返礼品の送付を過度に強調した広報を行ったり、寄附者を紹介した者に謝礼を渡すなど、故郷や地方自治体を応援したいという納税者の自主的な選択を阻害しないこと

※2 返礼品については、金銭類似性の高いものや資産性の高いもの、価格が高額なものは引き続き送付しないこと

5.確定申告上の注意点

確定申告をする上で注意したいのが、ふるさと納税の返礼品を受け取った場合に一時所得として申告が必要になる可能性があるということです。

(参照:「ふるさと納税」を支出した者が地方公共団体から謝礼を受けた場合の課税関係)

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/02/37.htm>

上記質疑応答事例により、寄附者がふるさと納税により返礼品を受け取った場合には、法人からの贈与となり一時所得として課税されることが明らかになっております。

※ふるさと納税の一時所得の認識時期については、寄附金の支出日ではなく、返礼品の発送日(発送日基準)と考えられているようです。

実際には、一時所得を計算する上での特別控除額(50万円)があるため課税されないケースが多いかと思いますが、富裕層など一定の方については、特別控除額を大きく超えるふるさと納税を行っており、税務調査において一時所得の申告漏れを指摘されるケースがあります。

この場合、返礼品の金額をどう算出するのかが問題となりますが、実務上は寄附額の 3 割程度(3 割以下の返礼割合が求められているため)を一時所得として申告するなどの対応が考えられます。

実際の税務調査では、寄附先ごとに寄附額が記載された一覧表に送付された返礼品の内容とだいたいの金額を記載するよう求められるケースがありますが、数が多い場合これに応じるのは現実的に不可能かと思しますので、上記のような概算での方法で申告せざるを得ないものと思います。

6.おわりに

この改正は平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金から適用されますので、これ以降に指定除外とされた地方自治体に寄附を行った場合、ふるさと納税の対象にはなりませんので、注意が必要です。

また、返礼品を受け取った場合の課税関係については、改正後も変更はありませんので、併せて注意が必要です。

II 基礎控除の引上げ、給与所得控除の引下げ

1. はじめに

基礎控除とは所得税の計算時に総所得金額等から差し引く所得控除の1つをいい、給与所得控除とは給与所得の計算時に給与等の収入金額から差し引く金額をいいます。平成30年度税制改正では、特定の働き方だけでなく、フリーランスなど様々な形で働く人を後押しする「働き方改革」の観点から、基礎控除の一律引上げと給与所得控除の一律引下げが行われました。また、基礎控除は所得金額によって減減し、給与所得控除は上限額が引き下げられました。

2. 基礎控除の改正

① 基礎控除の引上げ

現行の38万円から48万円に一律10万円引き上げられます。

② 高所得者に対する制限

合計所得金額(注)が2,400万円を超えると基礎控除額が低減し、2,500万円を超えると適用を受けられなくなります。

< 所得金額に応じた基礎控除額 > (単位：万円)

合計所得金額		基礎控除額
超	以下	
	2,400	48
2,400	2,450	32
2,450	2,500	16
2,500		0

なお、基礎控除の適用に所得制限が設けられたことから、年末調整で基礎控除の適用を受ける場合は、合計所得金額の見積額を申告する等の措置が講じられます。

(注)合計所得金額とは、事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得及び雑所得等を合計した所得金額をいいます。

3. 給与所得控除の改正

① 給与所得控除の引下げ

控除額を一律10万円引き下げるとともに、上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円に引き下げられました。

< 給与所得控除の比較 > (単位：万円)

給与等の収入金額(A)		給与所得控除	
超	以下	現行	改正後
	162.5	$A \times 40\%$	55

162.5	180	(最低 65 万円)	$A \times 40\% - 10$
180	360	$A \times 30\% + 18$	$A \times 30\% + 8$
360	660	$A \times 20\% + 54$	$A \times 20\% + 44$
660	850	$A \times 10\% + 120$	$A \times 10\% + 110$
850	1,000		195
1,000		220	

② 所得金額調整控除の導入

(イ) 子育て、介護世帯に対する調整控除

子育て、介護世帯に配慮する観点から、一定の給与所得者については、給与所得控除の見直しに伴い税負担が増加しないように、給与所得控除に加えて、次の金額を給与所得から控除することができます。

対象者	給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、以下のいずれかに該当する者 ・特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する者 ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者
所得金額調整控除	(給与等の収入金額(1,000万円を限度) - 850万円) \times 10%

(ロ) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある場合の調整控除

平成30年度税制改正では、給与所得控除のほか公的年金等控除も引き下げられています。給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合、給与所得控除と公的年金等控除の二重で控除額の引下げが行われるため、税負担への影響を考慮して、次の金額を給与所得から控除することができます。

対象者	給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者
所得金額調整控除	イ 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) ロ 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) 所得金額調整控除 = イ + ロ - 10万円

4. 適用時期

いずれの改正も平成32年分以後の所得税について適用されます。